

# 令和2年の国会の動き

# 1 国会の召集及び会期

- 〇 令和2年には、第201回国会(常会)、第202回国会(臨時会)及び第203回国会(臨時会) が召集された。
- 第201回国会は、令和2年1月20日に召集され、会期は6月17日までの150日間であった。
- 第202回国会は、9月16日に召集され、会期は9月18日までの3日間であった。
- 第203回国会は、10月26日に召集され、会期は12月5日までの41日間であった。

# 2 国会の主な動き

# (1) 概況

# 【第201回国会(常会)】

第201回国会は、令和2年1月20日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われた後、災害対策特別委員会等の9特別委員会 が設置された。休憩後、安倍内閣総理大臣の施政方針演説等の政府4演説が行われた。

世界的な大流行(パンデミック)となり、我が国の国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼすこととなった新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が、この国会において緊急の対応を要する最大の課題となり、感染者や感染拡大防止のための医療提供体制等の確保、外出や営業の自粛などによる収入減少への支援、雇用の維持や中小・小規模事業者等の事業継続の支援、テレワークや9月入学など労働や学校教育の在り方、さらに、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令、2020年東京オリンピック・パラリンピックの延期などについて広範な議論が交わされた。また、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなす「新型インフルエンザ等対策特措法改正案」、収入が急減している事業者のための納税猶予制度の特例等を設ける「国税関係法律臨時特例法案」や厳しい経営環境にある中小事業者等が所有する償却資産及び事業用資産に係る固定資産税等の軽減措置等を講ずる「地方税法等改正案」、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった労働者に対して、支援金等を支給する事業を実施できることとするなど雇用保険法の特例等を定める「雇用保険法臨時特例法案」、感染拡大防止策や医療提供体制の整備、雇用の維持や事業の継続、特別定額給付金給付などのための「令和2年度第1次補正予算」及び雇用調整助成金の拡充等や家賃支援給付金の創設、企業の資金繰り対応の強化などのための「令和2年度第2次補正予算」などが成立した。

また、この国会では、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設や連結納税制度の抜本的な見直し等を行う「所得税法等改正案」、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課

徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設等を行う「地方税法等改正案」、令和2年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講ずる「地方交付税法等改正案」、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し等の措置を講ずる「国民年金法改正案」、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援等の措置を講ずる「社会福祉法等改正案」などが焦点となった。また、廃案となったが、国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる等の措置を講ずる「国家公務員法等改正案」では、特に、検事総長等について内閣が定年退職特例(勤務延長)の期限延長を可能とすることが争点となった。

このほか、総理主催「桜を見る会」をめぐる問題、複合観光施設(統合型リゾート、IR)をめぐる贈収賄、自衛隊の中東派遣、災害対策、全世代型社会保障、東京高等検察庁検事長の定年延長及び退職をめぐる問題、憲法改正国民投票法をめぐる諸問題、イージス・アショア配備計画停止などや、補正予算については、事業の実施や委託の在り方、新型コロナウイルス感染症対策のための巨額の予備費創設の適否などが議論された。



第201回国会開会式

#### 施政方針演説及び代表質問

1月20日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交 演説、麻生財務大臣の財政演説、西村経済財政政策担当大臣の経済演説の政府4演説が行われた。

#### 【政府4演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1 (33ページ)参照】

安倍内閣総理大臣は、冒頭、1964年東京オリンピックに言及し、最終聖火ランナー坂井義則さんの堂々たる走りは、我が国の戦後からの復興と高度成長の新しい時代を世界に発信したと述べ、本年のオリンピック・パラリンピックを最高の大会にして、新しい時代へと踏み出そうと訴えた。さらに、「日本はもう成長できない」という「諦めの壁」に対し、安倍政権は、7年前に三本の矢を放ち、一億総活躍社会を目指してまっすぐに進んできた結果、その壁は完全に打ち破られたとし、今、ここから、令和の新しい時代を共に切り拓いていこうと呼びかけた。

まず、「復興五輪」として、かつて原発事故対応の拠点であった J ヴィレッジは聖火のスタート地点となり、浪江町では世界最大級の再生エネルギーによる水素製造施設が本格稼働し、また、宮城県を訪れる外国人観光客は震災前の 2 倍を超えているなどとして、東日本大震災からの復興が進んでいることを強調した上で、令和 2 年度で終了する復興・創生期間の次のステージに向け、福島の

本格的な復興・再生及び東北復興の総仕上げに取り組む決意を表明した。また、震災当時に釜石の ラグビーチームの一員であったスコット・ファーディーさんが、「ここで帰ったら後悔する」と釜石 に残って被災者支援を続けたことから、2020年東京オリンピック・パラリンピックでは釜石がオーストラリアのホストタウンとなることを紹介した。東日本大震災では、163の国と地域からの温かい支援が寄せられ、そのおかげで被災地が復興しつつあることから、その姿を見て、実感してもらう「復興五輪」であると述べた。

次に、「地方創生」として、観光立国については、今回、外国人に全国各地の地域文化に触れてもらう「日本博」を開催するなど、地域の観光を促進するとし、また、2019年10月に焼失した沖縄県の首里城の復元に向け全力を尽くすと述べた。複合観光施設については、独立性の高い管理委員会の下、厳正かつ公平・公正な審査を行い、整備に取り組む考えを示した。さらに、2030年に訪日外国人観光客を6,000万人にする目標の実現を目指すとした。

農産物輸出については、欧州連合(EU)への牛肉やコメの輸出、環太平洋パートナーシップ(TPP)諸国への乳製品の輸出が増加している等として、今後、世界への日本の農林水産物の挑戦を後押しするとともに、生産基盤の強化や販路開拓を進めるとした。さらに、神戸牛を始めとする日本ブランドの海外流出の防止や豚熱(CSF)、アフリカ豚熱(ASF)の対策を徹底するとした。地方創生については、水力発電や農業用水用などのダムを災害時に一元的に治水に活用するための対策の取りまとめ、自然災害の教訓を活かした強靭な電力供給体制を構築し、防災・減災、国土強靭化による災害に強い故郷を創り上げると述べた。また、地方に移住して起業・就業する場合の支援金制度の改善や移住支援センターの設置など、移住を促進する施策により転出入均衡目標の実現を目指すとともに、企業版ふるさと納税を拡充し、また、独占禁止法の特例を設けて地方の金融サービス、交通サービスを維持・確保する方針を示した。

「成長戦略」として、中小・小規模事業者への支援については、事業承継を阻む壁となっている個人保証について、先代経営者と後継者からの二重取りを原則禁止し、個人保証なしで融資を保証する制度も始まると述べ、また、下請取引についても、下請振興基準の改正や下請Gメンの採用などにより更なる適正化に努める方針を示した。規制改革として、第4次産業革命の変化の中でデジタル時代の規制改革を大胆に進める方針を示し、無人自動運転の解禁やサポートカー限定免許制度の創設、ビッグデータの世界をリードすること、マイナンバーカードの取得・利用を促進し、2021年度中に健康保険証としての利用を開始することなどを挙げるとともに、個人情報保護を強化し、悪質運転者の取締りを徹底する考えを示した。

イノベーションとして、吉野彰氏のノーベル化学賞受賞に祝意を表明した上で、これに続く未来を担う若手研究者に大胆に投資すると述べるとともに、ベンチャー企業への投資・出資を促進し、また、通信分野におけるイノベーションを力強く後押しするとした。教育についても、4年以内に全ての小中学生に1人1台のIT端末を揃えるなど新しい時代の教育改革を進めるとした。アベノミクスについて、新たな経済対策(「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定))に基づき、事業規模26兆円の対策により自然災害からの復旧復興を行うとともに、海外発の下方リスクにも万全を期すとした。その上で、日本経済の成長や過去最高となる来年度予算の税収、公債発行の減額などにより、引き続き2025年度のプライマリーバランス黒字化を目指すとした。また、雇用の増加や最低賃金の上昇など、雇用環境が好転しているとして、就職氷河期世代の就業を拡大すると述べ、さらに、兼業や副業、中途採用や経験者採用など多様で柔軟な働き方を可能とするなど、働き方改革を進めようと呼びかけた。

「一億総活躍社会」として、全世代型社会保障について、大企業における同一労働同一賃金、パート労働者への厚生年金の適用拡大、また、勤労意欲のある高齢者への就業機会の提供など、働き方の変化を中心に据えて、年金、医療、介護全般にわたる改革を進める意欲を示した。年金は、受

給開始年齢の選択肢を75歳まで広げ、在職老齢年金を見直し、医療は、能力に応じた負担へと見直しを進め、大病院の受診に定額負担を求めることで現役世代の負担上昇を抑えるなど、「全世代型社会保障制度」を目指し、改革を実行していく決意を述べた。子育て支援については、令和元年の幼児教育、保育の無償化に続き、必要な子どもについて高等教育無償化が始まり、私立高校の実質無償化も実現したと述べ、待機児童ゼロを実現すべく取組を強化するとともに、子育てしやすい社会づくりを更に強化し、「希望出生率1.8」の実現を目指すとして、少子化問題に真正面から立ち向かう決意を示した。一億総活躍社会について、女性の働きやすい環境づくりや女性リーダー拡大の取組を進めると述べ、一億総活躍社会の実現こそが少子高齢化を克服する鍵であると明言した。また、1964年の東京パラリンピック大会の実現に貢献した中村裕医師に言及し、障害者が世界で最もいきいきと生活できる日本を創り上げようと訴えた。

「外交・安全保障」として、積極的平和主義の旗の下、戦後外交を総決算し、新時代の日本外交を確立する正念場となる1年であると述べ、北朝鮮とは、国交正常化を目指し、拉致問題の解決に向けて、条件を付けずに金正恩委員長と向き合う意思を示し、韓国については、最も重要な隣国であればこそ、約束を守り、未来志向の両国関係を築き上げるよう期待するとした。ロシアについては、領土問題を解決して平和条約を締結する決意を改めて表明し、中国については、日中は地域と世界の平和と安定に大きな責任を有していると述べ、新時代の成熟した日中関係を構築していく考えを示した。安全保障政策の根幹は我が国自身の努力に他ならないとして、航空自衛隊に新たに「宇宙作戦隊」を創設するとともに、サイバー、電磁波といった新領域における能力と体制を抜本的に強化する方針を示した。また、米国との関係については、海兵隊のグアム移転に向けた取組を進め、沖縄の基地負担軽減に結果を出すとともに、日米同盟の基盤の上に「自由で開かれたインド太平洋」の実現を目指すと述べた。国際社会の課題解決について、共通の課題解決に向け、世界の中で主導的な役割を果たしていく覚悟を示した上で、中東地域の緊張緩和と情勢の安定化のために、平和外交を粘り強く展開するとし、外交努力とともに、自衛隊による情報収集態勢を整え、日本関係船舶の安全を確保するとした。

また、貿易の分野では、自由貿易の旗手として21世紀の経済秩序を世界へ広げ、英国との通商交渉を開始するとともに、TPPの拡大や、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉を主導するとした。環境面では、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロを目指し、また、脱炭素社会の早期達成のためのゼロエミッション国際共同拠点を立ち上げ、二酸化炭素( $CO_2$ )を減少へと転じる「ビヨンド・ゼロ(過去に排出された大気中の $CO_2$ 削減)」を目指して革新的イノベーションを牽引すると述べた。

おわりに、令和の新しい時代が始まり、今こそ、国のかたちに関わる大改革を実行するときであり、先送りでは次の世代への責任を果たすことはできないとして、国のかたちを語るのは憲法であり、どのような国を目指すのか、その案を示すのは国会議員の責任ではないかと問いかけ、憲法審査会の場でその責任を果たしていこうと訴え、そして、新しい時代の日本を創るため、今日、ここから、共にスタートを切ろうと呼びかけて演説を結んだ。

これに対する代表質問は、1月22日及び23日の両日行われ、総理主催「桜を見る会」をめぐる問題、複合観光施設整備の進め方、災害対策、気候変動、エネルギー政策、新型コロナウイルス感染症拡大防止、消費税率引上げの影響と対策、社会保障制度、少子化問題、中東政策及び自衛隊の中東派遣、農林水産業政策、憲法改正などが議論された。

参議院においては、同月23日及び24日に代表質問が行われた。

# 令和元年度補正予算、令和2年度総予算、令和2年度第1次補正予算及び令和2年度第2次補正予算審議

災害からの復旧・復興と安全、安心の確保など、「安心と成長の未来を招く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)の実行等のための令和元年度補正予算は、1月24日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月28日の本会議において可決され、同月30日の参議院本会議において可決、成立した。

全世代型社会保障制度の構築に向け、幼児教育、保育の無償化や高等教育の無償化などの社会保障の充実や総合経済対策を実行するためのキャッシュレス・ポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化対策及び防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策等を実施するとともに、歳出改革の取組継続により新規国債発行額を減額するなど、経済再生と財政健全化の両立を実現する施策を盛り込んだ令和2年度総予算は、1月24日の予算委員会で提案理由の説明が行われ、集中審議、公聴会、分科会等を含む同委員会の審査を経て、2月28日の本会議において、記名投票の結果、可決され、3月27日の参議院本会議において可決、成立した。

新型コロナウイルス感染拡大防止や医療提供体制の整備、雇用の維持や事業の継続、特別定額給付金給付などのための令和2年度第1次補正予算は、4月27日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月29日の本会議において可決され、翌30日の参議院本会議において可決、成立した。また、雇用調整助成金の拡充等や家賃支援給付金の創設、企業の資金繰り対応の強化などのための令和2年度第2次補正予算は、6月8日に予算委員会で提案理由の説明が行われ、同委員会の審査を経て、同月10日の本会議において可決され、同月12日の参議院本会議において可決、成立した。【詳細は、第3-14予算委員会(251ページ)参照】

#### 主な議案の審議

オープンイノベーションの促進に係る税制上の措置や連結納税制度の抜本的な見直しを行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえ、全てのひとり親家庭の子どもに対する公平な税制の実現やNISA(少額投資非課税)制度の見直しを行い、あわせて、円滑・適正な納税のための環境整備等を行う「所得税法等改正案」が1月31日、内閣から提出された。同法律案は、財務金融委員会の審査を経て、2月28日の本会議で可決され、3月27日の参議院本会議で可決、成立した。

登記名義人等が死亡している場合における土地等の現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しなど、地方税に関し所要の措置を講ずる「地方税法等改正案」が2月4日、内閣から提出された。同法律案は、総務委員会の審査を経て、2月28日の本会議で可決され、3月27日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(3)税制関係(18ページ)参照】

より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる「国民年金法等改正案」が3月3日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、5月12日の本会議で修正議決され、同月29日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2

#### (4) 年金関係 (22ページ) 参照】

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の措置を講ずる「社会福祉法等改正案」が3月6日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、5月26日の本会議で可決され、6月5日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(5)社会福祉関係(24ページ)

#### 参照】

新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施する「新型インフルエンザ等対策特措法改正案」が3月10日、内閣から提出された。同法律案は、内閣委員会の審査を経て、同月12日の本会議で可決され、翌13日の参議院本会議で可決、成立した。【詳細は、第1-2(6)新型コロナウイルス感染症対策関係(26ページ)参照】

継続審査となった主な議案としては、植物の新品種の育成者権の適切な保護及び活用を図るため、 登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成 者権を活用しやすくするための措置を講ずる「種苗法改正案」などがある。

主な決議案としては、「棚橋予算委員長解任決議案」及び「森法務大臣不信任決議案」が2月27日 提出され、同日の本会議においていずれも否決された。

## 新型コロナウイルス感染症関連

新型コロナウイルス感染症対策については、本会議や委員会において、法律案や補正予算の審査、 質疑が行われた。

本会議においては、4月2日、安倍内閣総理大臣から、新型コロナウイルス感染症について、改正新型インフルエンザ等対策特措法に定める政府対策本部を3月26日に設置し、同月28日には、対策を実施するに当たって準拠すべき統一的指針である基本的対処方針を策定した旨の報告及び2020年東京オリンピック・パラリンピックについて、オリンピックについては2021年7月23日から8月8日に、パラリンピックについては8月24日から9月5日に開催することが決定された旨の報告について発言があった後、質疑が行われた。

議院運営委員会においては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)、緊急事態宣言の期間延長、区域変更及び解除について、以下のとおりそれぞれ事前報告を聴取した後、委員から発言があった。4月7日、安倍内閣総理大臣から、改正新型インフルエンザ等対策特措法の規定に基づき、期間を1か月間、実施区域を東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県として、緊急事態宣言を発出する旨の報告を聴取した。同月16日、西村国務大臣(新型インフルエンザ等対策特措法に関する事務を担当する国務大臣)から、5月6日までの間に緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に変更する旨の報告を聴取した。5月4日、西村国務大臣から、緊急事態宣言を実施すべき区域を全都道府県から北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県に変更する旨の報告を聴取した。同月21日、西村国務大臣から、緊急事態宣言を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更する旨の報告を聴取した。同月25日、西村国務大臣から、緊急事態解除宣言を行う旨の報告を聴取した。

予算委員会においては、5月11日、安倍内閣総理大臣の出席の下、緊急事態宣言の延長について 集中審議が行われ、同月20日には、新型コロナウイルス感染症対策について、参考人からの意見聴 取及び参考人に対する質疑を行った。

また、衆議院における新型コロナウイルス感染症対策としては、議院運営委員会理事会において、2月27日に、3月1日から15日を緊急特別対応期間として、全ての参観中止及び本会議・委員会の傍聴を、極力、御遠慮願うなどの措置を講じる申合せを行い(期間については、その後、6月17日まで延長)、また、4月1日には、本会議場等での議員・職員等のマスク着用や院内通行記章帯用者以外の者が議事堂本館及び議員会館に入館する場合の体温計測など、措置をより一層徹底することや、感染者に関する情報公開等について申し合わせた。さらに、4月10日には、緊急事態宣言下の

本会議及び委員会審議の在り方について、議案の採決は全議員・全委員が出席して行うこととしつつ、採決以外の議事については、定足数に留意しつつ各会派において出席議員を調整するなど特別の措置を採ることとした。なお、6月17日には、閉会中審査の委員会が開かれる場合の対策や、7月1日から議員紹介に限り院内参観を再開することなど、閉会中の措置を講じることとした。



出席議員を調整して開かれた本会議(令和2年4月14日)

#### 会期末

会期終了日の6月17日、本会議において、大島議長が会期は延長しないこととなった旨の報告を した後、請願採択及び閉会中審査の手続等が行われ、第201回国会は閉会した。なお、同日、与野党 幹事長会談(自民・立憲)において、閉会中、新型コロナウイルス感染症関連の委員会を週1回程 度開会することなどが合意された。

#### 成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が56件、議員提出法律案が8件であった。前記(主な議案の審議)以外の主なものとして、内閣提出法律案では、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定並びに拠点計画及び地域計画の認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置などについて定める「地域文化観光推進法案」、スーパーシティ構想の実現に向けた制度の整備や地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設などを行う「国家戦略特区法改正案」、特定デジタルプラットフォーム提供者の指定、特定デジタルプラットフォーム提供者による提供条件等の開示、特定デジタルプラットフォーム透明性及び公正性についての評価その他の措置を講ずる「特定デジタルプラットフォーム透明性・公正性向上法案」、いわゆる「あおり運転」等の他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行う「道路交通法改正案」、復興庁の廃止期限を令和13年3月31日まで延長する措置などを講ずる「復興庁法等改正案」、公益通報者の範囲及び通報対象事実の範囲の拡大など所要の措置を講ずる「公益通報者保護法改正案」などがある。

議員提出法律案では、衆議院議員提出のものとして、緊急の措置として、アフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延を防止するために行う予防的殺処分等の必要な事項を定める「家畜伝染病予防法改正案」(農林水産委員長提出)、令和3年4月までの1年間、議長、副議長及び議員の歳費の月額

を2割削減する「国会議員歳費法改正案」(議院運営委員長提出)、地震防災対策強化地域における 地震対策緊急整備事業の実施状況に鑑み、国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長す る等の措置を講じる「地震対策財政特措法改正案」(災害対策特別委員長提出)、また、新型コロナ ウイルス感染症関連では、令和2年度特別定額給付金等について差押えを禁止する等の措置を講ず る「特別定額給付金等差押禁止法案」(総務委員長提出)などがある。

また、今国会において承認された条約は、16件であった。

# 第201回国会閉会後

6月18日、沖縄及び北方問題に関する特別委員会において、沖縄及び北方問題に関する件について、質疑が行われた。

同月24日、経済産業委員会において、経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び 公正取引に関する件について、質疑が行われた。

7月1日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

同月8日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政 機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民 生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同日、安全保障委員会において、国の安全保障に関する件について、質疑が行われた。

同月15日、予算委員会において、予算の実施状況に関する件(新型コロナウイルス感染症対策等) について、質疑が行われた。

同月22日、文部科学委員会において、文部科学行政の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

同月28日、災害対策特別委員会において、令和2年7月豪雨による被害状況等について政府から 説明を聴取した後、質疑が行われた。

翌29日、国土交通委員会において、令和2年7月豪雨及びGo To トラベル事業について政府から説明を聴取した後、質疑が行われた。

同月31日、立憲、国民、共産、社保及び社民の衆議院議員131名から安倍内閣総理大臣宛の臨時国 会召集要求書が提出された。

8月19日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件(新型コロナウイルス 感染症対策等)について、質疑が行われた。

同月26日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同月28日、安倍内閣総理大臣は、記者会見において、潰瘍性大腸炎が再発し、国民の負託に自信を持って応えられる状態でなくなったとして、辞任する意向を表明した。

9月2日、予算委員会において、予算の実施状況に関する件(新型コロナウイルス感染症対策等) について、質疑が行われた。

同月10日、立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議及び無所属フォーラムを中心に結党される新党の代表及び党名を決定する国会議員総会が開かれ、代表に枝野幸男議員が選出され、また、党名は立憲民主党に決定された。

翌11日、立憲民主党両院議員総会において、新党結党のため、同月14日に党を解散することが承認された。

同月11日、国民民主党党大会において、党の解散が議決され、国民民主党は解散した。国民民主 党は、新党に合流する議員による民主党と合流しない議員による国民民主党に分党(分割)される こととなった。国民民主党代表には玉木雄一郎議員が就任した。

同月14日、自由民主党両院議員総会において、菅義偉議員が総裁に選出された。

同日、立憲民主党及び民主党が合併のため解散した。

翌15日、新たな立憲民主党の結党大会、国民民主党の結党大会がそれぞれ開催された。

# 【第202回国会(臨時会)】

第202回国会は、令和2年9月16日に召集された。

この国会は、8月28日の安倍内閣総理大臣の辞任表明を受け、新たな内閣総理大臣を指名するために召集された。召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が9月18日までの3日間と議決された後、安倍内閣総辞職決定に伴う内閣総理大臣指名の投票が行われた。記名投票の結果、菅義偉君314、枝野幸男君134、片山虎之助君11、中山成彬君2、小泉進次郎君1で、菅義偉君が内閣総理大臣に指名された。また、参議院においても、菅義偉君が内閣総理大臣に指名された。同日、皇居での内閣総理大臣任命式及び国務大臣認証式を経て菅内閣が発足した。翌17日には、本会議において、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。会期終了日の9月18日には、本会議において、別会中審査の手続等が行われ、第202回国会は閉会した。



内閣総理大臣の指名(令和2年9月16日)

#### 新型コロナウイルス感染症関連

衆議院における新型コロナウイルス感染症対策として、召集に先立つ9月10日の議院運営委員会理事会において、当分の間、本会議及び委員会が開かれる場合の対応や院内参観等について従前の措置を継続することとされた。なお、本会議での選挙や記名投票においては、点呼を長めに行う等の工夫により、議員の投票間隔の確保に努めることとされた。

## 第202回国会閉会後

9月27日、公明党全国大会が行われ、山口那津男代表が再任された。

10月7日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

# 【第203回国会(臨時会)】

第203回国会は、10月26日に召集された。

召集日には、本会議において、議席の指定が行われ、会期が12月5日までの41日間と議決された後、内閣委員長外13常任委員長の辞任が許可され、既に環境委員長が欠員となっていることに伴い内閣委員長外14常任委員長の選挙が行われ、引き続き、災害対策特別委員会等の9特別委員会が設置された。休憩後、菅内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。

この国会は、9月16日の菅内閣発足後、論戦が行われる初めての国会であり、菅内閣の政治姿勢や政策について質疑が行われた。また、新型コロナウイルス感染症対策は引き続き大きな課題であり、拡大する感染やひっ迫する医療体制への対応、雇用の維持や事業の継続のための施策に加え、GoToトラベル事業などによる社会経済活動の促進と感染拡大防止との両立も焦点となった。さらに、日本学術会議会員候補者が任命されなかった問題や「桜を見る会」で安倍内閣総理大臣(当時)後援会が前日の夕食会費用を補塡したとされる問題も取り上げられるとともに、不妊治療や選択的夫婦別姓、行政手続における押印廃止、敵基地攻撃能力やイージス・アショア代替案、デジタル化社会、バイデン次期政権下の米国との関係、脱炭素社会に向けた取組、憲法改正国民投票法をめぐる諸問題などが議論された。

この国会では、新型コロナウイルス感染症の発生状況に対処するため、臨時の予防接種の実施などについて定める「予防接種法等改正案」、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大する「被災者生活再建支援法改正案」、継続審査となっていた「種苗法改正案」などが成立したほか、英国との経済連携を強化するための法的枠組みについて定める「日英包括的経済連携協定」も承認された。

#### 所信表明演説及び代表質問

10月26日、衆参両院の本会議において、菅内閣総理大臣の所信表明演説が行われた。**【所信表明演説の全文及び質疑の要旨については、第2-1 (67ページ)参照**】

菅内閣総理大臣は、まず、「新型コロナウイルス対策と経済の両立」として、新型コロナウイルスの感染拡大と戦後最大の経済の落込みという、国難の中で重責を担うことになったと述べ、新型コロナウイルス感染症死亡者への弔意及び医療関係者など感染症対策の最前線にある人々への敬意と謝意を表明した上で、爆発的な感染を防止して国民の命と健康を守り、社会経済活動を再開して経済を回復する決意を表明した。新型コロナウイルス感染症対策について、地域医療機関での検査能力の確保や医療資源の重症者への重点化、また、全国民分のワクチン確保及び無料接種を挙げた。経済の再生については、アベノミクスの継承を表明し、マーケットの安定や就業者の増大、地価の上昇などの成果に言及するとともに、現下の厳しい状況の中で、雇用の維持と事業の継続のための対策を継続すると述べ、GoToキャンペーンについても、事業者・利用者に感染対策を求めた上で、適切に運用するとした。

次に、「デジタル社会の実現、サプライチェーン」として、規制改革を実現し、ウイズコロナ、ポストコロナの新しい社会をつくる考えを示した。デジタル社会の実現については、自治体のシステムの統一・標準化による迅速な行政サービスの提供、保険証とマイナンバーカードの一体化や運転免許証のデジタル化に言及した上で、デジタル庁の設立を表明した。また、IT端末やオンライン教育による新しい学びを実現し、テレワークやワーケーションなど新しい働き方も推進するとして、行政手続における押印廃止を明言した。サプライチェーンについては、マスクや防護ガウンの生産拠点の国内化や国際的多元化を図り、国内に医療・保健分野や先端産業の生産体制を整備すると述べた。

続いて、「グリーン社会の実現」として、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとす

る、すなわち2050年カーボンニュートラルを目指すと宣言した。温暖化対策が成長につながるという発想の転換が必要であるとし、次世代型太陽電池やカーボンリサイクルなど革新的なイノベーションの研究開発の促進、グリーン投資の更なる普及、地域の取組と密接に関わる分野を中心に脱炭素社会の実現に向けた連携等について国と地方で検討を行う場の創設など、総力を挙げて取り組む決意を表明した。また、再生可能エネルギーの導入や安全最優先の原子力政策を進め、石炭火力発電については、抜本的な政策転換を行うとした。

「活力ある地方を創る」として、政治の世界で一貫して「活力ある地方を創る」という思いで、総務大臣時代に「ふるさと納税」をつくったことに言及するとともに、地方への人の流れをつくり、地方の所得増大及び活性化により日本経済を浮上させる考えを示した。我が国の農産品は海外で人気があることから、輸出は伸長可能であるとし、2025年に2兆円、2030年に5兆円を目標に、当面の戦略を年末までに策定し、早急に実施する方針を示した。また、当面の観光需要を回復していくための政策プランを年内に作成するとした。さらに、最低賃金の全国的な引上げに取り組むとした。

「新たな人の流れをつくる」として、都会から地方へ、会社から他の会社へ、中小企業やベンチャー企業へと新たな人の流れをつくるとし、大企業から地域の中堅・中小企業へ人材を紹介する取組をスタートさせると述べた。海外との交流についても、入国時の検査能力の引上げや防疫措置の確保などにより、グローバルな経済活動を再開するとし、また、海外の人材を受け入れ、世界の国際金融センターを目指す方針を示した。更なる成長のため、女性、外国人、中途採用者の登用を促進し、多様性のある職場、しがらみにとらわれない経営の実現に向けて、改革を進めるとした。

「安心の社会保障」としては、少子化対策に取り組み、前進させる決意を表明した上で、待機児 童解消を目指し、保育の受け皿整備や子育て資源の活用など、ポスト「子育て安心プラン」を年末 までに取りまとめ、不妊治療については、保険適用を早急に実現するとした。また、児童虐待防止 の対策強化や子どもの貧困対策にも取り組む考えを示した。雇用問題については、女性の雇用が厳 しい状況にあるが、新たな男女共同参画基本計画を年末までに策定するなど女性の活躍を推進し、 同一労働同一賃金などの働き方改革を進めるとともに、就職氷河期世代へも支援を行うことを表明 した。さらに、障害者や難病者の活躍できる社会をつくり、介護人材の確保や介護現場の生産性向 上を図るとし、医療については、オンライン診療の恒久化や高齢者医療の見直しを進めるとした。

「東日本大震災からの復興、災害対策」として、将来的に、福島の帰還困難区域全てについて避難指示を解除する決意は揺るがないと述べるとともに、東日本大震災からの復興・再生に一層のスピード感をもって取り組む決意を示した。災害対策については、発電や農業用ダムも洪水対策に活用できるようになったことに言及し、被災者生活再建支援法の改正により支援金の支給対象を拡大する方針を明らかにするなど、国土強靱化、災害対策に取り組む姿勢を明らかにした。

「外交・安全保障」として、拉致問題は引き続き最重要課題であるとし、金正恩委員長とも条件を付けずに向き合う決意を示し、北朝鮮との国交正常化を目指すと述べた。イージス・アショアの代替策及び抑止力の強化については、議論を進め、あるべき方策を取りまとめる方針を示した。米国との関係については、日米同盟が我が国外交・安全保障の基軸であるとし、その抑止力を維持しつつ、沖縄の基地負担軽減に取り組み、普天間飛行場の辺野古移設を進めるとした。自由で開かれたインド太平洋については、その実現のため、共通の価値観を有する国々と連携すると述べた。中国については、共通の課題について連携し、ロシアとの関係では、平和条約締結を含む日露関係全体の発展を目指し、韓国には、適切な対応を求めるとした。多国間関係については、国際連携が重要であると強調し、国連など国際機関の改革にも取り組む姿勢を示し、経済については、自由で公正な経済圏の拡大や多角的自由貿易体制の維持・強化を進め、日英包括的経済連携協定を締結するとした。また、人類がウイルスに打ち勝った証として東京オリンピック・パラリンピックを開催する決意を表明し、2025年大阪・関西万博についても、日本の魅力を世界に発信すると述べた。

おわりに、憲法については、憲法審査会の議論から国民的議論につなげていくべきであるとした。 携帯電話料金の引下げ等これまでに約束した改革は、できるものからすぐに着手すると述べた。 自身が目指す社会像は、まず自分でできることは自分で、そして家族や地域で互いに助け合い、 その上で、政府がセーフティネットで守るという「自助・共助・公助」そして「絆」であるとし、 そのような国民から信頼される政府を目指すとした。そのため、「国民のために働く内閣」として改 革を実現し、新しい時代をつくり上げる決意を表明した。

これに対する本会議の代表質問は、10月28日及び29日の両日行われ、菅内閣の政治姿勢、ワクチンの現状と展望や医療体制の確保及び雇用の維持や事業の継続など新型コロナウイルス感染症対策と経済対策、日本学術会議会員の任命の在り方、女性活躍と少子化対策、デジタル化政策、外交政策、憲法改正、イージス・アショア及び敵基地攻撃、東日本大震災からの復興及び災害対策、沖縄の基地負担軽減及び辺野古新基地建設、「自助・共助・公助」における公助の在り方、2050年の脱炭素社会のエネルギー政策などについて議論が展開された。

参議院においては、同月29日及び30日に代表質問が行われた。



菅内閣総理大臣の所信表明演説 (第203回国会)

#### 主な議案の審議

現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる損失を政府が補償することができることとするほか、検疫感染症以外の感染症について検疫法の規定を準用する期間を延長できることとする「予防接種法等改正案」が10月27日、内閣から提出された。同法律案は、厚生労働委員会の審査を経て、11月19日の本会議で可決され、12月2日の参議院本会議で可決、成立した。

英国との間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、電子商取引、知的財産の保護等の分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定める「日英包括的経済連携協定」が11月4日、内閣から提出された。同協定は、外務委員会における審査を経て、11月24日の本会議で承認され、12月4日の参議院本会議で承認された。【詳細は、第1-2(7)日英包括的経済連携関係(30ページ)参照】

決議案としては、脱炭素社会の実現に向けた取組を国を挙げて実践していくとし、その第一歩と

して、気候非常事態を宣言する「気候非常事態宣言決議案」が11月18日提出され、翌19日の本会議 において可決された。

#### 新型コロナウイルス感染症関連

衆議院における新型コロナウイルス感染症対策として、召集に先立つ10月19日の議院運営委員会理事会において、これまでの申合せに加え、議員秘書の感染については、議員事務所名の公表に留め、年代及び性別については公表しないことが申し合わされた。また、12月4日の議院運営委員会理事会において、議員等が海外渡航した場合、帰国時には、待機免除者を除き、14日間は国会への登院・出勤を自粛することとし、やむをえない場合に限り、しかるべき了解により例外的に認めることとされた。

# 会期末

会期末が休日になるため、12月4日の本会議において、大島議長が会期は延長しないこととなった旨報告した後、請願採択及び閉会中審査の手続が行われ、翌5日、第203回国会は閉会した。

#### 成立した主な議案

今国会において成立した法律案は、内閣提出法律案が9件、議員提出法律案が6件であった。前記(主な議案の審議)以外の主なものとして、内閣提出法律案では、普通郵便物の土曜日配達の休止及び翌日配達の廃止などを行う「郵便法等改正案」、被災者の居住の安定の確保による生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大する「被災者生活再建支援法改正案」、また、第201回国会に提出され継続審査となっていた、東京オリンピック・パラリンピックの開催が令和3年に延期されることに伴い、大会推進本部の設置期限を延長し、同年の祝日法の特例を定めるとともに、外国の大会関係者等の非課税措置を延長する等の措置を講ずる「東京オリ・パラ特措法等改正案」などがある。

議員提出法律案では、衆議院議員提出のものとして、交通政策基本法に、交通の機能の確保及び向上を図るに当たっては、人口の減少に対応しつつ地域社会の維持及び発展に寄与するものとなるようにすべき規定の追加などを行うとともに、防災・減災等国土強靭化基本法の基本方針に、国家及び社会の重要な機能として、行政、情報通信、交通の追加などを行う「交通政策基本法等改正案」(国土交通委員長提出)などが、また、参議院議員提出のものとして、生殖補助医療により出生した子の親子関係に関し、民法の特例を定める「生殖医療提供等民法特例法案」がある。

また、今国会において承認された条約は、「日英包括的経済連携協定」1件であった。

# その他

10月28日、本会議において、立皇嗣の礼に当たり慶祝の意を表すため、天皇陛下並びに皇嗣殿下に院議をもって賀詞を奉呈することが決せられた。11月10日の本会議において、大島議長は、天皇陛下並びに皇嗣殿下に賀詞を同月8日に奉呈した旨を報告した。

11月29日、天皇皇后両陛下並びに眞子内親王殿下の御臨席のもとに、参議院議場において、議会開設130年記念式典が行われた。【議会開設130年記念式典については、第10 議会開設130年記念行事 (375ページ)参照】

#### 第203回国会閉会後

12月8日、農林水産委員会において、農林水産関係の基本施策に関する件(畜産問題等)について質疑が行われた後、令和3年度畜産物価格等に関する件について、決議が行われた。

翌9日、厚生労働委員会において、厚生労働関係の基本施策に関する件(新型コロナウイルス感

染症対策等) について、質疑が行われた。

同月16日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同月21日、NHKから国民を守る党が党の名称を「NHKから自国民を守る党」に変更した。

同月23日、国土交通委員会において、国土交通行政の基本施策に関する件について、質疑が行われた。

同月25日、議院運営委員会において、議員安倍晋三君から答弁を訂正する発言があった後、委員 から発言があった。

令和3年1月7日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、新型インフルエンザ等対策特 措法の規定に基づき、期間を1か月間、実施区域を東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の4都県 として、緊急事態宣言を発出する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

同月13日、内閣委員会において、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について、質疑が行われた。

同日、議院運営委員会において、西村国務大臣から、新型インフルエンザ等対策特措法の規定に 基づく緊急事態措置を実施すべき区域に、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、福岡県及び 栃木県の7府県を追加する旨の事前報告を聴取した後、委員から発言があった。

# コラム「衆議院の防災訓練」

地震、台風、火山の噴火等自然災害の多い日本の国土の特徴に鑑み、国は、広く国民が 災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化することで、災害の未然防止と 被害の軽減に資するよう、毎年「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日から 9月5日まで)を設けています。この期間、全国各地で実践的な防災訓練や、防災に関す る啓発活動が行われています。

衆議院では、毎年防災の日に合わせて(9月 1日が土日の場合は平日)、警務部、管理部、 憲政記念館を中心として、災害発生時に迅速、 的確かつ安全に対処できる体制を構築できる よう、総合防災訓練を実施しています。例年で あれば、院内各部署からの代表者が参加し、緊 急地震速報による対応行動として衆議院本会 議場から国会中央玄関前の広場への避難誘導 訓練を実施するとともに、広場では、防災テン トの組立てや放水訓練等も行っていました。

しかし、令和2年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていることから、訓練の参加者が密になる状況を回避する必要がありました。このため、同年の総合防災訓練は、院内の各建物内での訓練を中心に実施して、多数の者が集まる大規模な訓練を取りやめるとともに、参観者ホールでは防災資機材の展示を行いました。また、同年からの新しい試みとして、タブレット端末を利用して各建物間のリモート会議訓練を実施しました。



令和2年のリモート会議訓練の様子

## 令和元年の防災訓練の様子





展示品の一部(バルーン投光器)



# (2) 議長談話及び議長謹話

# ア 東日本大震災九周年に当たっての追悼の言葉

衆議院議長は、例年、政府主催の東日本大震災の追悼式に出席し、追悼の辞を述べているが、令和2年の「東日本大震災九周年追悼式」が取りやめとなったことを受け、この談話を発出した。

大島衆議院議長談話(東日本大震災九周年に当たっての追悼の言葉)

令和2年3月11日

本日、東日本大震災から九年を迎えました。数多くの方々が、尊い命を失い、行方不明となった、あの日を思うとき、今なお深い悲しみを覚えます。亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。そして、必死の思いで復旧・復興に向けて尽力してこられた被災者の方々、また、温かい支援を寄せられた国内外の方々をはじめ関係者の皆様全てに対し、改めて敬意と謝意を表します。

この間、被災地の復興の加速化に向けた努力が結実し、地震・津波被災地域では、住まいの再建はおおむね完了し、産業の再生も進んできています。原子力災害被災地域では、避難指示の解除が進み、本格的な復興が始まっているところです。

しかし一方で、現在も多くの方々が避難生活を強いられています。また、人間関係、居住環境の変化や、放射線と日常的に向き合う負担などにより、様々な戸惑いを抱えながら生活している方がいらっしゃいます。汚染水対策を含めた原発の廃炉作業や指定廃棄物の処分などには、中長期的に責任を持って取り組まなければなりません。私たちは、こうした現実を直視し、これまでの取組を不断に検証しつつ、被災されたそれぞれの方々にとっての真の復興を成し遂げるために、心を合わせて努力を続けていく必要があります。「復興五輪」として開催される東京オリンピック・パラリンピックを、そうした決意を新たにする契機としていかなければなりません。

我が国は、長い歴史の中で幾度も大災害に見舞われてきましたが、先人たち、そして私たちは、その度ごとに悲しみや苦しみの中で互いに助け合い、将来に向けた歩みを進めてきました。この足跡に深く思いを致し、地震や津波による広域複合大災害の発生が高い確度で予測されていることを踏まえ、冷静に震災への対応を振り返り、災害に強い国づくりに取り組むことは、震災を経験し、本日、御霊を思い、祈りをささげる私たちの使命であると存じます。衆議院といたしましては、引き続き諸課題に真摯に取り組み、復興・再生と防災・減災対策に全力を尽くしてまいる所存です。

ここに、震災の犠牲となられた方々の御冥福を衷心よりお祈りし、御遺族の皆様の御平 安を切に祈念申し上げます。

# イ 立皇嗣の礼

令和2年11月8日、「立皇嗣の礼」が行われ、「立皇嗣宣明の儀」において、文仁親王殿下が皇位継承順位第1位の皇嗣となられたことを天皇陛下が広く内外に宣明された。これを受け、大島衆議院議長は、以下の謹話を発表した。

#### 大島衆議院議長謹話

令和2年11月8日

皇嗣殿下の立皇嗣の礼は、菊薫る本日、厳かにつつがなく挙行されました。この令辰に 当たり、殿下が皇嗣となられたことが広く内外に宣明されましたことは、まことに喜びに 堪えません。

殿下には、これまで長きにわたり、上皇陛下、天皇陛下を支えられるとともに、国民と苦楽を共にされ、国民の幸せを願われる皇室の伝統に思いを致されつつ、一つ一つのお務めを大切にされながら、皇族としての様々な御活動に精励してこられました。この度の皇位継承に伴い、皇嗣となられ、いよいよ重い立場にお就きでいらっしゃいます。

殿下には、妃殿下をはじめ御家族の皆様方とともに、今後一層中外の信望に応えられつ つ、ますますお健やかにお過ごしになることを衷心よりお祈り申し上げます。

ここに、謹んで皇室の弥栄を祈念し、慶祝の意を表する次第です。

# (3) 税制関係

# [国税関係]

# ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 令和2年度税制改正の焦点

国税に係る令和2年度税制改正に当たっては、検討事項とされていた未婚のひとり親に対する税制上の措置のほか、オープンイノベーション(自社にない技術等を持つベンチャー企業と協働することにより、生産性向上につながる事業革新を図ること)を促進するための税制上の措置などが焦点となった。

## (イ) 令和元年度(平成31年度)税制改正時における検討事項

令和元年度(平成31年度)税制改正においては、子どもの貧困に対応するため、一定の要件を満たすひとり親に対する個人住民税の非課税措置が設けられた。同措置の決定に当たり、「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日、自由民主党・公明党)においては、検討事項の一つとして子どもの貧困に対応するため、「婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る」とされた。

# (ウ) 政府の税制調査会における答申

政府の税制調査会においては、平成25年6月、グローバル化・少子高齢化の進展等の経済社会構造の変化に対応して、各税目が果たすべき役割を見据えた、あるべき税制の在り方についての諮問を受けた後、中長期的視点からの議論が行われてきた。この間、各種の報告書等が取りまとめられ、令和元年9月26日、「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」について答申が示された。

同答申では、令和時代の税制の在り方として、5つのテーマ(①人口減少・少子高齢化への対応、②働き方やライフコースの多様化等への対応、③経済のグローバル化やデジタル化等への対応、④デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現、⑤持続可能な地方税財政基盤の構築)に関する考え方が提示された。このうち、③経済のグローバル化やデジタル化等への対応においては、企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直しの必要性などが指摘された。

#### (エ)消費税率引上げの実施と総合経済対策の策定

令和元年10月1日、消費税率10%(地方消費税を含む。)への引上げが実施された。その影響については、安倍内閣総理大臣から、教育無償化や消費税の軽減税率に加え、ポイント還元、プレミアム付き商品券、自動車や住宅に対する大胆な減税などの取組もあり、全体として平成26年の消費税率引上げ時のような大きな駆け込み需要は見られていない旨が答弁されていた。一方で、台風などによる自然災害が相次いだことにより地域経済に大きな影響が生じたことや、米中貿易摩擦などの海外経済を要因とした下方リスクの顕在化の懸念などを背景に、安倍内閣総理大臣から、新たな経済対策を策定するとの方針が示され、令和元年12月に総合経済対

策が決定された。同対策においては、「未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も 見据えた経済活力の維持・向上」に向けた具体策の一つとして、「5G投資やオープンイノベー ションを促進する税制」が示された。

こうした状況を背景に、与党内で議論が行われた結果、令和元年12月12日、「令和2年度税制 改正大綱」(自由民主党・公明党)(以下「令和2年度与党大綱」という。)が決定された。

この中では、未婚のひとり親に対する税制上の措置のほか、イノベーション強化に向けた取組、地方創生の推進、国際的な租税回避・脱税への対応、人生100年時代に対応するための環境整備等に関する税制改正の具体的内容が示された。

令和2年度与党大綱に示された内容のうち、令和2年度税制改正において措置するものについては、令和元年12月20日、「令和2年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、令和2年1月31日、**所得税法等の一部を改正する法律案**(以下「**所得税法等改正案」**という。) は国会に提出された。

# イ 関連議案の概要

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

持続的な経済成長の実現、経済社会の構造変化への対応等の観点から、オープンイノベーションの促進に係る税制の創設、投資及び賃金引上げを促すための税制の要件の見直し、連結納税制度の見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、NISA制度の見直し等を行うもの

# ウ 審議経過

所得税法等改正案は、令和2年1月31日に提出され、2月6日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、財務金融委員会に付託された。

同委員会においては、同月14日、麻生財務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月21日から質疑に入り、同月28日には、安倍内閣総理大臣の出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決 された。なお、附帯決議が付された。

同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月27日の本会議で可決され、成立した。

## エ 主な質疑事項

- ①未婚のひとり親に対して寡婦(寡夫)控除がこれまで認められていなかった理由
- ②ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除の額が子供の人数にかかわらず一律である理由
- ③NISA制度の見直しによる利用者の増加見込数
- ④新たなNISA制度を二階建て(積立投資部分と非課税投資部分)として設計した理由
- ⑤オープンイノベーションの促進に係る税制について企業の予見可能性及び実効性を確保する 必要性
- ⑥5 G導入促進税制の内容と効果
- ⑦連結納税制度の見直しが持続的な経済成長につながる理由

# [地方税関係]

### ア 国会で議論されるに至った経緯

# (ア) 令和2年度の地方税制改正の焦点

地方税に係る令和2年度税制改正に当たっては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題 への対応、未婚のひとり親に対する税制上の措置などが焦点となった。

# (イ) 所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応に係る動き

所有者不明土地に関し、地方団体においては、登記簿上の所有者の死亡後、相続登記がされていない場合には、固定資産税を課税するに当たり、「現に所有している者」を探索し把握する必要があり、多大な負担が生じていること等が課題となっていた。

こうした中、所有者不明土地等が全国的に増加していることを背景として、所有者情報の円滑な把握等が進められており、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(以下「骨太方針2019」という。)においては、所有者不明土地等の解消や有効活用に向け、2020年までに必要な制度改正の実現を目指すことが示された。

また、地方財政審議会においては、所有者不明土地等に係る課税上の課題について、早急な 対応が必要であるとし、所有者不明土地の発生を予防する仕組み等が重要であるとの意見が表 明されていた。

#### (ウ) 未婚のひとり親に対する税制上の措置等の検討

寡婦(寡夫)控除は、婚姻(法律婚)を経ることを要件としており、未婚のひとり親には適用されていなかった。また、寡夫控除の適用には、所得制限が設けられるなど、寡婦控除に比べて厳格に定められていた。そのため、婚姻歴の有無による税負担の差や、性別による不公平について、見直しが検討されていた。

令和元年度(平成31年度)税制改正においては、子どもの貧困に対応する観点から、一定の要件を満たす未婚のひとり親に対し個人住民税の非課税措置が講じられたが、寡婦(寡夫)控除におけるひとり親の婚姻歴、性別による不公平等は解消されていなかった。

「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日、自由民主党・公明党)においては、「婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において結論を得る」とされていた。

#### (エ) 法律案提出に至る経緯

骨太方針2019においては、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・ 促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き税 体系全般にわたる見直しを進めるとされた。

地方財政審議会からは、令和元年11月19日、令和2年度地方税制改正等への対応として、電気・ガス供給業の収入金額課税、企業版ふるさと納税、所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応、森林環境税・森林環境譲与税等について意見が述べられた。

こうした動向を踏まえ、令和元年12月12日、令和2年度与党大綱が決定された。この中では、

地方税について、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応、未婚のひとり 親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し、法人事業税の収入金額課税の見直し 等の措置を講ずることとされた。

令和2年度与党大綱に示された内容のうち、令和2年度税制改正において措置するものについては、令和元年12月20日、「令和2年度税制改正の大綱」として閣議決定された。

このような経過を経て、令和2年2月4日、**地方税法等の一部を改正する法律案**(以下「**地方税法等改正案」**という。) は国会に提出された。

# イ 関連議案の概要

## 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

①所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応(登記名義人等死亡の場合に現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大)及び②個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し(婚姻歴の有無や性別にかかわらない「ひとり親控除」の適用及び子以外の扶養親族を持つ寡婦に対する所得制限の設定)を行うとともに、③電気供給業のうち発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し、④税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの

# ウ 審議経過

地方税法等改正案は、令和2年2月4日に提出され、同月13日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、総務委員会に付託された。

同委員会においては、同月18日、高市総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月20日から質疑に入り、同月28日には、安倍内閣総理大臣の出席の下、質疑が行われ、同日、質疑を終局した。

質疑終局後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。

同日、本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、3月27日の本会議で可決され、成立した。

#### エ 主な質疑事項

- ①所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するための改正内容及び趣旨
- ②所有者不明土地問題の原因
- ③未婚のひとり親に対する税制上の支援措置の内容及び婚外子に対する社会保障制度の見直し や経済的支援の拡充を行う必要性
- ④企業版ふるさと納税制度の改正内容及び個人版ふるさと納税制度の改革の必要性
- ⑤新たに創設される 5 G導入促進税制において、都会よりも地方での整備に対して優先適用する 必要性
- ⑥森林環境譲与税の人口による配分割合を30%とした理由
- ⑦森林環境譲与税の譲与基準について、林業需要等を踏まえて配分の在り方を見直す必要性

# (4) 年金関係

# ア 国会で議論されるに至った経緯

今後、我が国では、人手不足が進行するとともに、健康寿命が延伸し、中長期的には現役世代の人口の急速な減少が見込まれる中で、特に高齢者や女性の就業が進み、より多くの人がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれている。こうした社会経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることが求められている。

令和元年8月27日に公表された「2019(令和元)年財政検証結果」では、6ケースの経済前提が設定され、このうち経済成長と労働参加が進む3ケースではマクロ経済スライドによる調整終了時に、所得代替率は50%を維持する一方、経済成長と労働参加が一定程度進む2ケース、経済成長と労働参加が進まないケースではマクロ経済スライドによる調整終了前に所得代替率50%に到達するとの結果が示された。一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の調整期間が長期化している点は、平成26年の前回財政検証結果と同様であった。また、被用者保険の更なる適用拡大、基礎年金の拠出期間の延長等の制度改正を仮定したオプション試算も行われ、これらの制度改正は年金の給付水準の確保に効果が大きいことが示された。

2019 (令和元) 年財政検証結果を踏まえ、全世代型社会保障検討会議や厚生労働省の社会保障 審議会年金部会等において、公的年金制度及び私的年金制度の見直しの検討が進められた。これ らの結果を受け、令和2年3月3日、政府は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部 を改正する法律案(内閣提出)(以下「内閣提出法律案」という。)を国会に提出した。

また、同年4月10日、立国社及び共産は、内閣提出法律案の対案として、**年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案**(岡本充功君外5名提出)(以下「野党提出法律案」という。)を提出した。

#### イ 関連議案の概要

#### (ア) 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等の措置を講ずるもの

# (イ) 年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案(岡本充功君外5名 提出)

高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、年金積立金管理 運用独立行政法人(GPIF)が管理・運用する年金積立金の株式の割合の法定化、年金積立 金の運用に係る損失の危険に関する情報の公表の義務化、国民年金の被保険者が1歳未満の子 を養育する期間における保険料の免除、年金生活者支援給付金の拡充等の措置を講ずるもの

# ウ審議経過

内閣提出法律案は、令和2年3月3日に、野党提出法律案は、4月10日に、それぞれ提出された。両法律案は、同月14日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、同日、両法律案について提案理由の説明を聴取し、同月17日から質疑に入り、同日には、安倍内閣総理大臣の出席の下、質疑を行った。同日、立国社より、内閣提出法律案に対し、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件を段階的に撤廃すること、児童扶養手当と障害年金の併給調整について、障害基礎年金の受給者に対する児童扶養手当の支給額は、子の数にかかわらず、子が1人の場合の額を下回ることのないように政令で定めるものとすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取した。同月24日からは、両法律案及び修正案について質疑を行い、5月8日、野党提出法律案及び修正案について撤回を許可した後、内閣提出法律案について質疑を終局した。

質疑終局後、内閣提出法律案に対し、自民、立国社、公明及び維新の4会派共同提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、討論、採決を行った結果、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、内閣提出法律案は修正議決すべきものと議決された。なお、同法律案に対し附帯決議が付された。

同月12日の本会議において、**内閣提出法律案**は修正議決され、参議院に送付された。 参議院においては、同月29日の本会議で可決され、成立した。

#### (修正の内容)

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しに当たっては、児童が2人以上である受給資格者に支給される手当の額が、児童が1人である受給資格者に支給される手当の額を下回ることのないように政令で定めるものとすること、附則第2条第1項及び第2項の検討は、これまでの財政検証において、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする旨の規定を追加すること等。

#### エ 主な質疑事項

- ①短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の今後の進め方及び適用拡大により負担が増加 する中小企業への支援策の内容
- ②年金の受給開始時期を繰り下げる場合の税や社会保険料の負担増について周知する必要性
- ③在職老齢年金制度の今後の見直しの方向性
- ④野党提出法律案において年金積立金の資産に占める株式の構成割合を法定化する意義
- ⑤短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件の撤廃、国民年金の加入 可能期間の延長、年金生活者支援給付金の充実に対する厚生労働大臣の見解
- ⑥マクロ経済スライドによる調整期間の長期化により基礎年金の給付水準が低下することへの 対策の必要性
- ⑦新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を反映した財政検証を早期に行う必要性

# (5) 社会福祉関係

# ア 国会で議論されるに至った経緯

#### (ア) 内閣提出法律案の提出に至る経緯

少子高齢化が急速に進行し、人口減少社会に直面するとともに、単身世帯の増加など家族の 在り方や地域のつながりの希薄化など地域社会が変化する中で、個人や世帯が抱える課題は複 雑化・複合化している。これらの課題に対しては、現行の子供・高齢者・障害者といった属性 別の縦割りの福祉サービスでは対応が困難な状況になってきている。

このような社会の変化等を踏まえて、政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げ、その具体化に向けた取組を進めている。

また、介護保険制度に関しては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づき、さらに、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが見込まれている。こうした中で、高齢化に伴う認知症の人の増加、介護人材不足の深刻化、高齢者の利用ニーズに応じた介護サービス基盤の確保、質の高い医療・介護サービス提供体制を構築するためのデータ基盤の整備等が課題となっている。

さらに、長きにわたり我が国の社会福祉を支えてきた社会福祉法人についても、その経営 基盤の強化を図り、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、令和2年3月6日、政府は、**地域共生社会の実現のための社会福祉法** 等の一部を改正する法律案(内閣提出)(以下「内閣提出法律案」という。)を国会に提出した。

#### (イ) 野党提出3法律案の提出に至る経緯

介護・障害福祉の現場では人手不足が深刻化しており、その解消に向けて介護・障害福祉従事者の処遇改善が喫緊の課題となっている。また、障害者等からは、令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定に向けて、厚生労働省が、食事提供体制加算等及び送迎加算の廃止・減額の方針を打ち出すのではないかとの不安の声が上がっている。さらに、重度訪問介護については、かねてより通勤や就労中に利用できない問題点が指摘されており、障害者等から見直しが求められている。

こうした状況を踏まえ、令和2年5月8日、立国社及び共産は、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外8名提出)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外8名提出)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外8名提出)(以下「野党提出3法律案」という。)を提出した。

#### イ 関連議案の概要

(ア) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出) 地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の 整備を行う新たな事業(重層的支援体制整備事業)の創設、地域の特性に応じた認知症施策の推進、介護人材確保等の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずるもの

## (イ)介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(山花郁夫君外8名提出)

介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に 対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別 の措置等を定めるもの

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案(山花郁夫君外8名提出)

当分の間、障害福祉サービス等報酬のうち、食事提供体制加算等を廃止してはならないものとするとともに、送迎加算について、障害福祉サービス等の利用者に不利な内容のものを定めてはならないものとする規定を設けるもの

(エ)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外8名提出)

重度の肢体不自由者等に対する職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする等の措置を講ずるもの

# ウ 審議経過

内閣提出法律案は、令和2年3月6日に、野党提出3法律案は、5月8日に、それぞれ提出された。各法律案は、同月12日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、厚生労働委員会に付託された。

同委員会においては、翌13日、各法律案について提案理由の説明を聴取し、同月15日から質疑に入り、同月22日には、安倍内閣総理大臣の出席の下、質疑が行われ、同日、**内閣提出法律案**について質疑を終局した。

質疑終局後、内閣提出法律案について、討論、採決を行った結果、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、同法律案に対し附帯決議が付された。

同月26日の本会議において、内閣提出法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、6月5日の本会議で可決され、成立した。

なお、野党提出3法律案は、継続審査に付された。

# エ 主な質疑事項

- ①政府が目指す地域共生社会の具体的内容
- ②重層的支援体制整備事業の全国展開に向けた戦略
- ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置を延長することの妥当性
- ④社会福祉連携推進法人制度のメリット
- ⑤介護従事者の処遇を改善する必要性
- ⑥食事提供体制加算等及び送迎加算を廃止した場合の影響

# (6) 新型コロナウイルス感染症対策関係

# ア 国会で議論されるに至った経緯

## (ア) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立

平成21年に発生した新型インフルエンザ(H1N1)は、病状の程度はそれほど重くならないものであったが、既に東南アジア等で散発的に発生していた高病原性の鳥インフルエンザ(H5N1)が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、また、社会全体の混乱も懸念された。こうした状況の中で、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して必要な法制を整えることが喫緊の課題とされ、平成24年の第180回国会(常会)において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が成立した。特措法は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づく「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症」を対象とし、政府行動計画の策定等の体制整備、発生時の措置、新型インフルエンザ等緊急事態宣言等について定めている。

#### (イ) 新型コロナウイルス感染症の発生

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の発生が相次ぎ、令和2年1月14日、世界保健機関(WHO)はこの肺炎について、中国当局からの情報提供を受けて患者から新型のコロナウイルスが検出されたことを確認したと明らかにした。また、日本国内においては、翌15日に初めての感染者が確認された。

政府は、同月21日に新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議を開催 し、感染拡大の防止に向けて、水際対策の徹底や情報収集、情報提供等を適切に実施すること とする「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」(令和2年1月21日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議)を決定した。

また同月28日、新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく「指定感染症」として定める 等の政令等を公布し、さらに当初の施行予定を繰り上げて2月1日から施行したほか、1月30 日、新型コロナウイルス感染症について、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、 内閣に、内閣総理大臣を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「本部」と いう。)を設置した(令和2年1月30日閣議決定)。

本部は2月13日、当面緊急に措置すべき対応策として、①帰国者等への支援、②国内感染対策の強化、③水際対策の強化、④影響を受ける産業等への緊急対応、⑤国際連携の強化等を掲げた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部)を取りまとめ、翌14日、本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うため、「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を開催することを決定した。

## (ウ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法改正の検討

令和2年2月25日、本部は専門家会議の見解等を踏まえ、感染拡大防止策により、流行の早

期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑えること等を目的とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を取りまとめた。

また、同月27日の本部の会合で安倍内閣総理大臣は、全国全ての小中学校、高校及び特別支援学校について、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する考えを示し、2月28日、文部科学省は各都道府県の教育委員会などを通じてこれを要請した。

しかし、更に感染が拡大した場合には事業者に対する休業要請等が必要と想定されるところ、 感染症法に基づく「指定感染症」である新型コロナウイルス感染症には特措法が適用されず、 特措法に基づく休業要請等の措置を講ずることはできなかった。そのため3月4日、安倍内閣 総理大臣は、最悪の事態も想定しながら、もう一段の措置を講じ得る法的枠組みの整備が必要 であると判断し、各党と党首会談を行い、新たな立法措置に向けた協力を依頼した。

#### (エ) 法律案の提出

以上の経緯を踏まえ、令和2年3月10日、**新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案**が閣議決定され、同日、衆議院に提出された。

# イ 関連議案の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施するもの

## ウ 審議経過

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案は、令和2年3月10日に提出され、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、翌11日に西村国務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、 質疑を終局した。次いで、討論を行い、採決した結果、本法律案は賛成多数をもって原案のとお り可決すべきものと議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

翌12日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院においては、翌13日の本会議で可決され、成立した。

# エ 主な質疑事項

- ①新型コロナウイルス感染症に現行の特措法を適用できない理由及び法改正に至る経緯
- ②特措法に基づく緊急事態宣言について専門家の意見に基づいて判断するとともに、国会の関与 等のプロセスを明確に位置付け、手続の客観性や公平性を担保する必要性
- ③都道府県知事が大規模イベントの自粛等を要請した場合の損失補償の必要性
- ④今回の各種自粛要請等による経済的影響の大きい業界や自営業者等に対する支援措置
- ⑤新型インフルエンザ等対策に係る不服申立又は訴訟等の救済に関する制度の検討状況

# オ その他の主な新型コロナウイルス感染症対策関連法律

第201回国会及び第203回国会には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する 法律案」のほか、新型コロナウイルス感染症対策に関連して主に以下の法律案が提出され、可決、 成立している。

# 【第201回国会】

法律案	概要	提出	成立
令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律案(総務委員長提出、衆法第10号)	令和2年度特別定額給付金等について、その支給の趣旨に鑑み、支給を受けることとなった者が自ら給付金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	4. 29	4. 30
令和2年度ひとり親世帯 臨時特別給付金等に係る 差押禁止等に関する法律 案(厚生労働委員長提出、 衆法第24号)	令和2年度の一般会計補正予算(第2号)における補助金等を 財源として支給されるひとり親世帯臨時特別給付金及び医療 機関、介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に勤務 する職員等に対する慰労金について、差押えを禁止する等の措 置を講ずるもの	6. 10	6. 12
新型コロナウイルス感染 症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時 特例に関する法律案(内閣 提出第54号)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響を緩和する観点から、納税の猶予制度の特例を設けるほか、欠損金の繰戻しによる還付の特例、文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る寄附金控除の特例、住宅ローン控除の適用要件の弾力化等の措置を講ずるもの	4. 27	4. 30
地方税法等の一部を改正 する法律案 (内閣提出第55 号)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、徴収の猶予制度の特例の創設、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置の創設、自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長を行うとともに、固定資産税等の減収を補塡する措置等を講ずるもの	4. 27	4. 30
金融機能の強化のための 特別措置に関する法律の 一部を改正する法律案(内 閣提出第58号)	新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業等に対し、金融機関等が国の資本参加を受けて適切な金融仲介機能を発揮できるよう、国の資本参加の申請期限を延長するとともに、金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合において、収益性や効率性の向上の具体的な目標を求めないなどの特例を設けるもの	6. 8	6. 12
新型コロナウイルス感染 症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特 例等に関する法律案(内閣 提出第59号)	新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るため、休業手当を受けることができない労働者に関する新たな給付制度を 創設するとともに、雇用保険の基本手当の給付日数を延長でき ることとする雇用保険法の特例等を定めるもの	6. 8	6. 12

# 【第202回国会】

成立した関連法案なし

# 【第203回国会】

法律案	概要	提出	成立
平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第201回国会閣法第56号)	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、大会推進本部の設置期限を延長し、同年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、所得税及び法人税等の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるもの	5. 29	11. 27
予防接種法及び検疫法の 一部を改正する法律案 (内閣提出第1号)	現下の新型コロナウイルス感染症の発生の状況に対処するため、当該感染症に係る臨時の予防接種の実施について定めるとともに、当該感染症に係るワクチンの製造販売業者等に生ずる 損失を政府が補償することができること等を定めるもの	10. 27	12. 2

# (7) 日英包括的経済連携関係

# ア 国会で議論されるに至った経緯

## (ア) 英国のEU離脱

令和2 (2020) 年1月末、英国と欧州連合(EU)との間で英国のEU離脱協定が発効し、英国はEUを離脱した。離脱協定では、同年12月末までの「移行期間」内は、英国に対しEUの法規制や国際協定などを適用することとされた。この規定により、我が国と英国との間の貿易及び投資には、英国のEU離脱後も引き続き、我が国とEUとの間で締結された日EU経済連携協定(日EU・EPA)が適用されることになったが、「移行期間」の終了に伴い同協定が適用されなくなるため、同協定に代わる新たな法的枠組みを設ける必要が生じた。

# (イ) 交渉開始

日英両政府は、英国のEU離脱直後の令和2(2020)年2月、事務レベルの予備的な議論を開始するとともに、第8回日英外相戦略対話(東京)において茂木外相とラーブ英外相が、日EU・EPAを基礎として二国間で新たな経済的パートナーシップを迅速に構築することを確認し、できる限り早期に交渉を開始し妥結することで一致した。

中国で発生した新型コロナウイルス感染症が世界規模でまん延し、英国でも感染者が急増してジョンソン首相も罹患するなど深刻な状況が続く中、6月、茂木外相とトラス英国際貿易相はテレビ会談において、新たな経済パートナーシップの構築のための交渉を立ち上げ、速やかな合意に向けて取り組むことで一致し、日英間の経済的パートナーシップに関する首席交渉官会合が開始された。交渉は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑みてテレビ会議形式で行われ、7回の交渉を経て、8月に茂木外相が訪英してトラス国際貿易相との対面での協議を行い、日英経済パートナーシップについて大半の分野で実質合意に達し、同月末までの大筋合意を目指すことで一致した。

#### (ウ)協定の国会提出

9月に入り、茂木外相とトラス国際貿易相は、日EU・EPAをおおむね踏襲しつつ先進的なルールを新たに盛り込んだ日英包括的経済連携協定(日英EPA)について大筋合意に至ったことを確認し、10月23日、東京において両大臣による本協定への署名が行われた。これを受け、政府は、11月4日、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件を国会に提出した。

#### イ 関連議案の概要

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国 との間の協定の締結について承認を求めるの件

我が国と英国との間で、貿易及び投資の自由化及び円滑化、電子商取引、知的財産の保護等の 分野における経済連携を強化するための法的枠組みについて定めるもの

# ウ 審議経過

本件は、令和2 (2020) 年11月4日に提出され、同月12日の本会議において趣旨説明の聴取及 び質疑が行われた後、同日、外務委員会に付託された。

同委員会においては、同月13日、茂木外務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月18日に質疑を行い、質疑を終局した。同月20日、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって承認すべきものと議決された。

同月24日の本会議において、本件は承認され、参議院に送付された。

参議院においては、12月4日の本会議で承認された。

# エ 主な質疑事項

- ①本協定を早期に締結する意義
- ②英EU間の自由貿易協定が「移行期間」内に締結できなかった場合に在英日系企業及び日英間 の貿易に及ぼす影響
- ③日EU・EPAと比較して本協定で我が国が獲得した成果
- ④コメを含む全ての農産品を対象とした再協議規定が設けられた理由
- ⑤再協議規定に基づきブルーチーズ等の関税そのものが再協議される可能性
- ⑥貿易及び女性の経済的エンパワーメント章が設けられた意義及び具体的な取組内容
- ⑦英国が環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)に参加することの我が国にとってのメリット